

## 非感染性紙おむつの受入要項

### (趣 旨)

第1条 この要項は、病院及び福祉施設等（以下「病院施設等」という。）から排出される紙おむつについて、「宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第8条（排出の制限等）、第9条（搬入の制限等）及び第10条（指導及び助言）の規定により、適正な搬入を確保するとともに、職員の安全性確保及び健康維持を図るため必要な事項を定める。

### (紙おむつの搬入に伴う事前登録)

第2条 紙おむつを焼却場へ搬入しようとする病院施設等は、事前に紙おむつの搬入登録（以下「登録」という。）を行わなければならない。

- 2 登録事項に変更が生じた場合は、直ちに登録の変更を行うものとする。
- 3 登録は、「非感染性紙おむつ搬入登録申請書」（様式1）または電子申請により行うものとする。
- 4 登録は、毎年3月までに更新するものとする。

### (紙おむつの受入れ基準)

第3条 通常の収集方法以外で収集される紙おむつのうち、市のごみ焼却場（以下「焼却場」という。）が受入れる紙おむつは、排出しようとする病院施設等が非感染性であることを証明したものに限るものとする。

- 2 焼却場が受け入れる紙おむつに、血液や体液等が付着した感染性廃棄物が混入していた場合は、受入れを拒否する。

### (保管・排出方法)

第4条 紙おむつを排出しようとする病院施設等は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物とが混在しない手立てを施したごみ集積場所に、それぞれ分離して紙おむつを保管しなければならない。

- 2 紙おむつは、固形排泄物を取り除いた後、透明ビニール袋（45ℓ用）に入れ消毒液を散布して排出すること。
- 3 紙おむつは、他の燃やせるごみと混合せず、紙おむつのみで排出することとし、搬出の際には、病院施設等の責任者を立ち合わせることに。

### (搬入車両)

第5条 紙おむつを焼却場へ搬入する車両は、第2条第3項の「非感染性紙おむつ搬入登録申請書」（様式1）または電子申請に記載されている車両とする。

### (証明書の提出)

第6条 病院施設等の代表者は、紙おむつを焼却場へ搬入する場合には、第3条（紙おむつの受け入れ基準）を遵守し、紙おむつが非感染性廃棄物であることを証明する書類（以下「証明書」という。）を提出するものとする。

2 証明書は、様式2のとおりとする。

(立ち入り調査の協力)

第7条 紙おむつの排出状況を調査するため市職員が施設に立ち入る場合は、病院施設等の代表者は、これに協力するものとする。

附 則

- ・平成21年4月1日に施行した「介護老人福祉施設等（非医療系）から排出される紙おむつの受入要項」は、廃止する。
- ・この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- ・この要項は、令和3年3月1日から施行する。
- ・この要項は、令和7年1月23日から施行する。
- ・この要項は、令和8年6月5日から施行する。